

新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言への対応について

(埼玉県教育委員会)

県立学校の再開について(5月22日)(抜粋)

【経緯】

県立学校については、政府の新型インフルエンザ対策本部長である内閣総理大臣の要請に基づき令和2年3月2日から春休みまでの間、臨時休業としました。

その後、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。このことを踏まえ知事から県立学校の休業期間の延長等の措置を講ずることを求められ、県立学校については令和2年5月6日まで休業期間を延長し、さらに、令和2年5月31日まで休業期間を延長したところです。

【再開の考え方】

児童生徒の安全を確保することは重要ですが、現状では学校における感染リスクをゼロにすることは困難です。他方、学校の休業期間は3か月間にも及び、このような状況がこれ以上継続してしまうと児童生徒の学びの保障や心身の健康等に深刻な影響が生じることになります。

国も「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」としています。

このような状況を踏まえると、現在の感染状況の傾向が継続することを前提に、徹底した感染防止対策を講じた上で、段階的に教育活動を再開していくことが必要です。

【県立学校の再開】

・現在の感染状況の傾向が継続することを前提に、徹底した感染防止対策を講じた上で、令和2年6月1日から分散登校、時差通学を活用しながら段階的に学校を再開します。(分散登校、時差通学の期間は今後の感染状況等を踏まえ柔軟に対応します。)

- ・なお、学校再開に向けた準備のための登校を必要に応じて行います。
- ・部活動は通常登校が再開されるまでは実施しません。

【学校再開に当たっての感染防止対策】

次のとおり徹底した感染防止対策を行います。

○共通事項

- 1 家庭と学校が連携した健康管理の徹底
朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認 等
- 2 マスクの着用の徹底
- 3 「3つの密」の回避の徹底
 - ・換気の徹底

- ・身体的距離（1メートル以上）の確保
 - ・近距離での会話等密接場面の回避 等
- 4 手洗い等の徹底
 - 5 衛生管理の徹底
 - ・児童生徒が触れる共用箇所の1日1回以上の消毒
 - ・児童生徒の清掃時の留意点（清掃後の手洗い、うがいの徹底） 等

○場面ごとの対策

- 1 登下校時
 - ・校門等で密集が起こらないよう時間帯の分散
 - ・分散登校、時差通学の実施
 - ・公共交通機関利用時の留意点
- 2 授業時
 - ・こまめな換気の徹底（2方向窓の開放）
 - ・リスクの高い学習活動の中止（音楽における歌唱等、体育における近距離で接触する運動等） 等
- 3 昼食時
 - ・食事前後の手洗いの徹底
 - ・対面での会話の禁止 等 掲載
- 4 休み時間、放課後
 - ・他の教室や他の学年のフロアへの不必要な移動の禁止 等

【休業期間終了後の授業時間の確保】

各学校の状況に応じて、次の対応を行います。

- 1 各種学校行事等の延期、中止による確保
 - ・体育祭などの学校行事の延期、中止等
- 2 夏季休業の短縮による確保
 - ・令和2年7月31日まで及び令和2年8月25日以降は授業を実施
- 3 土曜授業の実施による確保
 - ・児童生徒や保護者等の過度の負担とならないよう留意した上で、必要に応じて実施

【感染者が急増した場合の対応】

県内の感染者の急増により、知事から県立学校の休業の要請があった場合には、速やかに休業の検討を行います。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/coronavirus/>